

さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）マスコットキャラクター募集要項

1 目的

相模原市子どもの権利条例（以下「条例」とする。）及び条例に基づき設置しているさがみはら子どもの権利相談室（以下「さがみみ」とする。）の周知啓発のため、子どもに親しみを感じてもらえるマスコットキャラクターを公募する。

2 主催

相模原市、さがみみ（さがみはら子どもの権利相談室）

3 応募の必要事項

（1）内容

- ・応募者の氏名、年齢（学年）住所、電話番号
- ・キャラクターのイメージイラスト
- ・イメージイラストの説明（どんなことをイメージして描いたか）
- ・キャラクターの名前

（2）規格

- ・イラストは10cm×10cmまでの大きさに描いてください
- ・色彩は自由です
- ・アナログ、デジタルは問いません。なお、デジタルの場合、1データあたり5MBまでとします。
- ・応募用紙または任意の様式（おうちにある紙）で応募してください

4 応募資格

令和6年4月1日時点で相模原市内に在住・在勤・在学している19歳までの方（プロ・アマ問わず）

5 募集期間

令和6年11月1日（金）から12月27日（金）まで

6 応募方法・応募先

（1）デジタルデータ、紙に描いたものを撮影したデータは市ホームページに記載する募集フォームから応募

（2）郵送、FAX、持ち込みによる応募（令和6年12月27日（金）消印有効）

※ハガキ、封書等任意（郵送料は応募者負担）

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15 さがみみキャラクター募集 係
電話：042-751-0091

FAX：042-751-0092

7 審査方法

(1) 1次審査

内 容：すべての応募作品の中から採用候補作品を3作品程度に絞る

審査員：さがみみ関係者

(2) 採用候補者説明会

1次審査を通過した候補作品の応募者（以下「採用候補者」とする。）及びその保護者に対し、著作権及び著作人格権等、採用者となった際の運用方法、一部修正・翻案などの採用作品の取り扱いに関する説明会を行う。説明会の内容に関する承諾を得た候補作品のみ、2次審査へとすすむ。

日時：3月のいずれか1日（主に個別説明を想定）

(3) 2次審査

内 容：1次審査を通過及び説明会の内容に関する承諾を得た候補作品を対象に、子どもによる投票審査を行い、一番得票数の多かった作品を採用作品とする。

時 期：令和7年4月上旬

審査員：令和6年4月1日時点で相模原市内に在住・在勤・在学している19歳までの方

8 採用作品発表

令和7年6月頃に、採用候補者及び市ホームページ等で発表する。

9 表彰等

令和7年11月頃の子どもの権利推進に関する事業にて、採用者の表彰を行う。

10 採用作品の取り扱い

(1) 採用者（著作者）は、採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を相模原市に移転することとする。

(2) 前号の規定に関わらず、採用者（著作者）に対し、採用者（著作者）が本作品を次の方法で利用することを認めるものとする。

ア 採用者（著作者）が自身の制作活動を実施する際に必要となる場合

イ 採用者（著作者）が営利を目的とせずに本作品を利用する場合

ウ その他、相模原市が利用を認めた場合

(3) 採用作品は、パンフレット類、インターネット掲載など媒体を問わず、相模原市が相模原市子どもの権利条例及びさがみはら子どもの権利相談室の周知啓発を目的に必要と認める範囲内で使用する。

11 注意事項

- ・応募は1人につき1点まで
- ・募集する作品は、応募者が創作した未発表の作品に限る。
- ・作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとする。
- ・採用されなかった作品の返却はしない。
- ・採用されなかった作品の著作権は相模原市に移転しない。
- ・応募者は、審査及び応募事業の紹介や記録のために相模原市が応募作品を利用することを認めるものとする。
- ・採用者（著作者）は、採用作品の一部修正・翻案を相模原市に認めることとする。
- ・採用者（著作者）は、相模原市が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることを認めることとする。

以 上